

《翻訳》

「中華人民共和国教育法」 「幼稚園業務規程」

西 山 佐 代 子

目 次

はじめに

- 1 訳文 「中華人民共和国教育法」(原文「中華人民共和国教育法」)
- 2 訳文 「幼稚園業務規程」(原文「幼稚園工作規程」)

はじめに

中国では、1978年以降の改革開放政策、市場経済政策導入を機に、文化大革命の時期に混乱をきたしていた教育への重要性が再認識された。特に1990年代には、科学技術の振興が経済発展には不可欠であるとして、「科教興国」(科学技術と教育による国家振興)というスローガンが打ち出され、科学技術の振興とそれを支える教育に、重要な地位と大きな期待が寄せられた。また、これらの事業を展開していくためには基本的な教育制度改革、法整備が急務であるとして、法律、条例などの整備が進められてきた。

就学前教育(学前教育)を担う幼稚園についても、この間幾つかの法律、制度が整備された。現在幼稚園事業は、憲法はもとより、「中華人民共和国教師法」(1993年)「中華人民共和国教育法」(1995年制定)に依拠し、「幼稚園管理条例」(1989年)、「幼稚園業務規程」(1996年)等に基づいて展開されている。

「科教興国」の展開、或いは市場経済政策の深化は、幼稚園事業にも大きな影響を及ぼしていると思われるが、中国における幼稚園事業の実態については、現在、日本においてその基礎的な資料や文献が乏しく、十分把握されてはいない。また、詳細な数量等データを得にくいという国家的状況がある。

中国の現在の幼稚園事業を分析する上では、法律、条例等を通じた国家の基本的制度を理解することが重要であると考え、幼稚園事業の最も中心となる2つの条文「中華人民共和国教育法」(1995年)、「幼稚園業務規程」(1996年)の訳出を試みた。

中華人民共和国教育法

1995年3月18日第8期全国人民代表大会第3回会議通過

中華人民共和国主席令第45号發布

1995年9月1日施行

目次

第1章	総則
第2章	教育基本制度
第3章	学校及びその他の教育機関
第4章	教師及びその他の教育職員
第5章	教育を受ける者
第6章	教育と社会
第7章	教育に対する投入と条件保障
第8章	教育の対外交流と協力
第9章	法律責任
第10章	附則

第1章 総則

第1条 教育事業を發展させ、全民族の素質を高め、社会主義物質文明及び精神文明建設を促進するために、憲法に基づいて本法律を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の各段階各種類の教育に、本法律を適用する。

第3条 国家はマルクス・レーニン主義、毛沢東思想及び中国の特色ある社会主義理論をもって指導することを堅持し、憲法によって定められた基本原則に従って社会主義教育事業を發展させるものとする。

第4条 教育は社会主義現代化建設の基礎であり、国家は教育事業の優先的な發展を保障する。
全社会は教育事業の發展に関心を持ち支持しなければならない。

全社会は教師を尊重しなければならない。

第5条 教育は必ず社会主義現代化建設に奉仕しなければならない、生産労働と互いに結合しなければならない。徳・知・体などの面で全面的に發達した社会主義事業の建設者及び後継者を養成しなければならない。

第6条 国家は教育を受ける者に、愛国主義、集団主義、社会主義教育を行ない、理想、道德、規律、法制、国防及び民族団結教育を行なう。

第7条 教育は中華民族の優秀な歴史文化の伝統を継承及び發揚し、人類文明發展のすべての優秀な成果を吸収しなければならない。

第8条 教育活動は必ず国家及び社会の公共の利益と合致しなければならない。

国家は教育と宗教を分離する。いかなる組織及び個人も宗教を利用して国家教育制度の活動を妨害してはならない。

第9条 中華人民共和国公民は教育を受ける権利及び義務を有する。

公民は民族、種族、性別、職業、財産状況、宗教信仰等によって区別されることなく、法に基づいて平等の教育を受ける機会を有する。

第10条 国家は各少数民族の特性及び要求に基づいて、各少数民族地区の教育事業の發展を支援する。

国家は辺境の貧困地区を扶助し教育事業を發展させる。

国家は障害者教育事業を扶助し發展させる。

第 11 条 国家は社会主義市場經濟の發展及び社会進歩の要求に適應し、教育改革を推進し、各段階各種類の教育の協同的發展を促進し、生涯教育体系を確立し整備する。

国家は教育科学研究を支持し奨励しかつ組織して、教育科学研究の成果を広め、教育の質を高めることを促進する。

第 12 条 漢言語文字を学校及びその他の教育機関の基本教学言語文字とする。少数民族の学生を主とする学校及びその他の教育機関では、その民族或いは当地の民族に通用する言語文字を使用して教育を行なってもよい。

学校及びその他の教育機関は教育を行ない、全国に通用する共通語及び標準文字を使用し普及しなければならない。

第 13 条 国家は教育事業の發展に対して特に際立った貢献をした組織及び個人に対しこれを表彰する。

第 14 条 國務院（内閣）及び地方各級人民政府（地方各自治体）は、分級管理に基づいて業務を分担し責任を負うことを原則とし、教育業務を指導、管理する。

中等及び中等以下の教育は、國務院指導の下で地方人民政府が管理する。

高等教育は國務院及び省、自治区、直轄市人民政府が管理する。

第 15 条 國務院教育行政部門は、全国教育業務を主管し統一して計画按配し、全国の教育事業を協調して管理する。

県級以上の地方の各級人民政府の教育行政部門は、その行政区内の教育業務を主管する。

県級以上の各級人民政府その他の関連部門は、各自の職責の範囲内で関連する教育業務に責任を負う。

第 16 条 國務院及び県級以上の地方の各級人民政府は、その級の人民代表大会或いはその常務委員会に対して、教育業務及び教育経費予算、決算状況を報告し、監督を受けなければならない。

第 2 章 教育基本制度

第 17 条 国家は就学前教育、初等教育、中等教育、高等教育の学校教育制度を実施する。

国家は科学的な学制制度を確立する。学制制度内の学校及びその他の教育機関の設置、教育形式、修業年限、募集対象、養成目標などは、國務院或いは國務院が権利を与えた教育行政部門が規定する。

第 18 条 国家は 9 年制の義務教育制度を実施する。

各級人民政府は各種の措置をとり、適齡児童、少年の就学を保障する。

適齡児童、少年の父母或いはその他の後見人及び関係する社会組織と個人は、適齡児童、少年に規定年限の義務教育を受けさせ、かつ達成させる義務がある。

第 19 条 国家は職業教育制度及び成人教育制度を実施する。

各級人民政府、関連する行政部門及び企業・事業組織は、公民が職業学校教育を受ける、或いは各種形式の職業養成訓練を受けることを發展させかつ保障する措置をとらなければならない。

国家は多種形式の成人教育が發展することを奨励し、公民に適切な形式の政治、経済、文化、科学、技術、職業教育及び生涯教育を受けさせる。

第 20 条 国家は国家教育試験制度を実施する。

国家教育試験は國務院教育行政部門が種類を確定する。また国家の許可によって教育試験を実

施する機関を請け負う。

第 21 条 国家は学業証書制度を実施する。

国家の承認を経て設立或いは認可された学校及びその他の教育機関は、国家の関連規定に基づいて、学歴証書或いはその他の学業証書を授与する。

第 22 条 国家は学位制度を実施する。

学位授与機関は法に基づき、一定の学術水準或いは専門技術水準に到達した者に対して、相応の学位を授け、学位証書を授与する。

第 23 条 各級人民政府、末端の大衆性自治組織及び企業・事業組織は、各種の措置をとり非識字者を一掃する教育事業を發展させなければならない。

第 24 条 国家は教育監督指導制度と学校及びその他の教育機関の教育評価制度を実施する。

第 3 章 学校及びその他の教育機関

第 25 条 国家は教育発展計画を策定し、併せて学校及びその他の教育機関を設立する。

国家は企業・事業組織、社会団体、その他の社会組織及び公民個人が、法に基づいて学校及びその他の教育機関を設立することを奨励する。

いかなる組織及び個人も、営利目的をもって学校及びその他の教育機関を設立してはならない。

第 26 条 学校及びその他の教育機関の設立は、必ず下記の基本条件を備えなければならない。

- (1) 組織機構及び規則を有すること
- (2) 基準にあった教師を準備すること
- (3) 規定水準に合致する教学場所及び施設、設備等を有すること
- (4) 必ず学校運営資金及び予定される経費の出所を有すること。

第 27 条 学校及びその他の教育機関の設立、変更及び廃止は、国家の関連規定に基づいて審査、認可の処理をし、登記或いは記録手続きをとらなければならない。

第 28 条 学校及びその他の教育機関は下記の権利を行使する。

- (1) 規則に基づいて自主管理する
- (2) 教育教学活動を組織し実施する
- (3) 学生或いはその他の教育を受ける者を募集する
- (4) 教育を受ける者に対して学籍管理を行ない、表彰或いは処分を実施する
- (5) 教育を受ける者に対して相応の学業証書を授与する
- (6) 教師及び他の職員を招聘任命し、表彰或いは処分を実施する
- (7) 本機関の施設及び経費を管理し使用する
- (8) いかなる組織及び個人も、教育教学活動の非合法的干渉に対しては拒否する
- (9) 法律、法規が規定するその他の諸権利。

国家が保護する学校及びその他の教育機関の合法的権益は、その権利を侵犯されない。

第 29 条 学校及びその他の教育機関は下記の義務を履行しなければならない。

- (1) 法律、法規を遵守する
- (2) 国家の教育方針を貫徹し、国家の教育教学基準を履行し、教育教学の質を保証する
- (3) 教育を受ける者、教師及びその他の職員の合法的権益を擁護する
- (4) 適切な方法で、教育を受ける者及びその後見人が、教育を受ける者の学業成績及びその他

関連する状況を理解するために便宜を提供する

(5) 国家の関連規定に従って費用を徴収しかつ徴収費項目を公開する

(6) 法に基づいて監督を受ける。

第30条 学校及びその他の教育機関の設立者は、国家の関連規定に基づいて学校設立の場所或いはその他の教育機関の管理体制を確立する。

学校及びその他の教育機関の校長或いは主要な行政責任を負う者は、必ず中華人民共和国国籍を有し、中国国内に定住し、また国家が規定する勤務条件である公民担任を備え、その任免は国家の関連規定に基づいて処理されなければならない。学校の教育及びその他の行政管理は、校長が責任を負う。

学校及びその他の教育機関は、国家の関連規定に基づいて、教師を主体とする教職員代表大会等の組織形式を通じて、教職員に民主的管理及び監督に参加することを保障する。

第31条 学校及びその他の教育機関は法人条件を備え、自ら設立認可或いは法人資格を取得した日を登記し登録する。

学校及びその他の教育機関は民事活動中は法に基づいて民事の権利を有しており、民事責任を引き受ける。

学校及びその他の教育機関の中で国有資産は国家所有に属する。

学校及びその他の教育機関が興した学校設立産業は、独立して民事責任を引き受ける。

第4章 教師及びその他の教育職員

第32条 教師は法律に規定された権利を所有しており、法律が規定する義務を履行し、人民の教育事業に対して忠誠を尽くす。

第33条 国家は教師の合法的權益を保護し、教師の勤務条件及び生活条件を改善し、教師の社会的地位を高める。

教師の賃金報酬、福利待遇は、法律、法規の規定に基づいて処理する。

第34条 国家は教師資格制度、職務の招聘任命制度を実施し、審査、表彰、養成及び訓練を通して教師の資質を高め、教師陣の建設を強化する。

第35条 学校及びその他の教育機関内の管理職員については、教育職員制度を実施する。

学校及びその他の教育機関内の教学補助職員及びその他の専門技術職員については、専門技術職務招聘任命制度を実施する。

第5章 教育を受ける者

第36条 教育を受ける者は、入学、進学、就職等の面において、法に基づき平等な権利を享有する。

学校及び関連する行政部門は、国家の関連規定によって、女子の入学、進学、就職、学位授与、留学派遣等の方面で男子と平等の権利を保障しなければならない。

第37条 国家、社会は、入学条件を満たす家庭経済の困難な児童、少年、青年に対して各種形式の経済援助を提供する。

第38条 国家、社会、学校及びその他の教育機関は、障害者の心身の特性とその必要性に基づ

いて教育を実施しなければならない。またそのために彼らに援助と便宜を提供しなければならない。

第39条 国家、社会、家庭、学校及びその他の教育機関は、違法犯罪行為を行なった未成年者のために、教育を受ける条件を創出しなければならない。

第40条 就業している者は、法に基づいて職業訓練を受けたり、教育を継続する権利及び義務を有している。

国家機関、企業・事業組織及びその他の社会組織は、その部門の職員、労働者のために学習及び訓練を受ける条件と便宜を提供しなければならない。

第41条 国家は学校及びその他の教育機関、社会組織が、公民が生涯教育を受けられる条件を創出するための措置をとることを奨励する。

第42条 教育を受ける者は下記の権利を有する

- (1) 教育教学を計画按配した各種活動に参加し、教育教学施設・設備、図書資料を使用する
- (2) 国家の関連規定に基づいて、奨学金、貸学金、助学金を獲得する
- (3) 学業成績及び品行において公正な評価を獲得した上で、規定の学業を達成した後に、相応の学業証書、学位証書を獲得する
- (4) 学校が与えた処分に対しての不服は、関連部門に上告し、その人身権、財産権等の合法権益を侵した学校、教師に対して、上告或いは法に基づいた訴訟を起こす
- (5) 法律、法規が規定するその他の諸権利。

第43条 教育を受ける者は下記の義務を履行しなければならない

- (1) 法律、法規を遵守すること
- (2) 学生としての行為、規範を遵守し、教師を尊敬し、良好な思想、品德及び行為習慣を養うこと
- (3) 学習に努め、規定の学習任務を達成すること
- (4) 所属する学校或いはその他の教育機関の管理制度を遵守すること。

第44条 教育、体育、衛生行政部門と学校及びその他の教育機関は、体育、衛生保健施設を完備し、学生の心身の健康を保護しなければならない。

第6章 教育と社会

第45条 国家機関、軍隊、企業・事業組織、社会团体及びその他の社会組織と個人は、法に基づいて児童、少年、青年学生の心身の健康的成長のために良好な社会環境を創造しなければならない。

第46条 国家は、企業・事業組織、社会团体及びその他の社会組織と大学、中等職業学校が、教学、科学研究、技術開発及び普及等の面で多種形式の協力を進めることを奨励する。

企業・事業組織、社会团体及びその他の社会組織と個人は、適切な形式を通じて学校の建設を支援し、学校管理に参加することができる。

第47条 国家機関、軍隊、企業・事業組織及びその他の社会組織は、学校組織の学生の実習、社会实践活動のために、援助及び便宜を提供しなければならない。

第48条 学校及びその他の教育機関は、正常な教育教学活動に影響を及ぼさないという前提の下に、積極的にその地域の社会公益活動に参加しなければならない。

第 49 条 未成年者の父母或いはその後見人は、その未成年子女或いはその他の被後見人が教育を受けるために、必要な条件を提供しなければならない。

未成年者の父母或いはその他の後見人は、学校及びその他の教育機関と協力して、その未成年子女或いはその他の被後見人に対して教育を行なわなければならない。

学校、教師は学生の保護者に対して、家庭教育指導を提供することができる。

第 50 条 図書館、博物館、科学技術館、文化館、美術館、体育館（場）等社会公共の文化体育施設さらに歴史文化古跡及び革命記念館（地）は、教師、学生に対する招待を実施し、教育を受ける者のために、教育の便宜を提供しなければならない。

ラジオ・テレビ放送局は、教育番組を開設し、教育を受ける者の思想、品德、文化及び科学技術の資質を向上させるよう促進しなければならない。

第 51 条 国家、社会は、未成年者に対して校外教育を行う施設を建設し発展させる。

学校及びその他の教育機関と末端の大衆性自治組織、企業・事業組織、社会团体は、相互に協力し合って、未成年者に対する校外教育活動を強化しなければならない。

第 52 条 国家は社会团体、社会文化機関及びその他の社会組織と個人が、教育を受ける者の身心健康にとって有益である社会文化教育活動を盛んに行なうことを特に奨励する。

第 7 章 教育に対する投入と条件保障

第 53 条 国家は財政支出を主とし、その他の多種経路での教育経費調達を補足的体制として確立し、逐次教育に対する投入を増加し、国家が設立して運営する学校の教育経費の安定的な出所を保証する。

企業・事業組織、社会团体及びその他の社会組織と個人が法に基づいて設立した学校及びその他の教育機関は、学校運営経費を設立者が責任をもって調達する。各級人民政府は適当な支援を与えることができる。

第 54 条 国民総生産割合に占める国家財政性の教育経費の支出は、国民経済の発展及び財政収入の増大に従って次第に引き上げていかななければならない。具体的な割合及び実施順序は國務院の規定による。

全国各級の財政支出総額の中で教育経費の占める割合は、国民経済の発展に従って次第に引き上げていかななければならない。

第 55 条 各級人民政府の教育経費支出は、事権（事を処理する権利）及び財政権の相互統一の原則に基づいて、財政予算の中で単独項目となっている。

各級人民政府の教育財政割当金は、財政の経常性収入の増加によって増大していかななければならない。また在校生数の平均的教育費用が次第に増加していくことから、教師の賃金及び学生数 1 人当たりの平均公用経費が次第に増大することを保証しなければならない。

第 56 条 國務院及び県級以上の地方各級人民政府は、教育専項資金を設立し、重点的に辺境の貧困地区を扶助し、少数民族地域での義務教育を実施しなければならない。

第 57 条 税務機関は法に基づいて不足額を徴収して教育費に附加し、教育行政部門が統括管理して主として義務教育を実施するために用いる。

省、自治区、直轄市人民政府は國務院の関連規定に基づいて、教育に用いる地方附加費の徴収開始決定をすることができる。特別支出金はその目的にのみ使用する。

農村、郷は教育費附加を統一して計画按配し、郷人民政府組織が徴収する。県級人民政府教育行政部門が代行管理或いは郷人民政府が管理し、その郷の範囲内の郷・村両レベルの教育事業に使用する。農村教育費附加は郷が統一して計画按配するが、具体的な割合及び具体的な管理方法は省、自治区、直轄市人民政府規定による。

第58条 国家は特別優遇措置をとり、正常な教育教学に影響を与えないという前提の下で、学生が一定期間生産労働に参加し、その収入を学校の経費にあてたり、また社会奉仕を展開することを特に奨励し、学校を扶助し、学校経営産業を設立する。

第59条 県級人民政府の認可を経て、郷、民族郷、鎮の人民政府は、自由意思による参加と自らの能力相応の原則に基づいて、その行政区域内で学校運営資金を集めてもよいが、その資金は、義務教育学校の危険な教室の改造や修繕、校舎の新築のために運用し、他のことに流用してはならない。

第60条 国家は国内、国外の社会組織の学校支援のための寄付を特に奨励する。

第61条 国家財政性教育経費、教育に対する社会組織及び個人の寄贈は、必ず教育に使用し、着服したり流用してはならない。

第62条 国家は金融、銀行の貸付手段を運用して教育事業の発展を支援することを特に奨励する。

第63条 各級人民政府及びその教育部門は、学校その他の教育機関の教育経費の監督管理を強化し、教育投資效益を高めなければならない。

第64条 地方各級人民政府及びその関連行政部門は、必ず学校の基本建設を都市と農村の建設計画に繰り入れ、学校の基本建設用地及び必要な物資を統一して計画按配し、国家の関連規定に基づいて、優先して特別優遇政策を実施する。

第65条 各級人民政府は教科書及び教学用図書資料の出版発行に対して、教学計器、設備の生産及び供給に対して、学校教育教学及び科学研究に使用する図書資料、教学計器、設備の輸入に対して、国家の関連規定に基づいて優先して特別優遇政策を実施する。

第66条 県級以上の人民政府は衛星テレビ教育及びその他近代化教学手段を進展させなければならない。関連行政部門は優先的に按配し、扶助を与えなければならない。

国家は学校及びその他の教育機関が、近代化教学手段を運用し普及することを特に奨励する。

第8章 教育の対外交流と協力

第67条 国家は教育の対外交流と協力関係が発展することを特に奨励する。

教育の対外交流と協力関係は、独立と自主、平等互惠、相互尊重の原則を堅持し、中国の法律に違反してはならず、国家主権、安全及び社会公共利益に損害を与えてはならない。

第68条 中国国内の公民の留学、研究、学術交流或いは教育任務による出国は、国家の関連規定に基づいて処理するものとする。

第69条 中国国外の個人は国家规定の条件及び関連手続きを処理した後、中国国内の学校及びその他の教育機関に入り、学習、研究、学術交流を進めたり、或いは教員を務めてもよい。その合法權益は国家の保護を受ける。

第70条 中国は国外教育機関発行の学位証書、学歴証書及びその他の学業証書の承認に対して、中華人民共和國が締結或いは加入している国際条約に基づいて処理する。或いは国家の関連規定

に基づいて処理するものとする。

第9章 法律責任

第71条 國家の関連規定に違反しての、予算審議に基づかない教育経費支出、同級人民政府による期限つき支出は、経緯が重大である場合は、直接責任を負っている主管者及びその他の責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

國家の財政制度、財務制度に違反して教育経費を流用、着服した場合は、上級機關が期限をきって流用、着服された経費を責任を持って返還させ、併せて直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。いわゆる犯罪を構成している場合は、刑事責任を追及する。

第72条 共謀して争いをしかけ、言いがかりをつけてトラブルを引き起こし、学校及びその他の教育機關の教学秩序を乱し、或いは校舎、グラウンド及びその他の財産を破壊した場合、公安機關が治安管理の処罰を与える。いわゆる犯罪を構成している場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。

学校及びその他の教育機關の校舎、グラウンド及びその他の財産に侵入し占拠した場合は、法に基づいて民事責任を負う。

第73条 校舎或いは教育教學施設に危険があることを明らかに知っていながら措置をとらず、人員の死傷或いは重大な財産の損失を引き起こした場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて刑事責任を追及する。

第74条 國家の関連規定に違反して、学校或いはその他の教育機關から費用を徴収した場合、政府が責任を持って徴収した費用を返還させる。直接責任を負っている主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

第75条 國家の関連規定に違反して、学校或いはその他の教育機關を設立した場合、教育行政部門が取り消しをする。違法所得がある場合、違法所得は没収する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

第76条 國家の関連規定に違反して学生を募集した場合、教育行政部門が責任をもって募集した学生を帰還させ、徴収した費用を返却させる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

第77条 募集した学生が活動中に情実にとらわれて不正行為をした場合、教育行政部門が責任をもって募集した学生を帰還させる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。いわゆる犯罪を構成している場合は法に基づいて刑事責任を追及する。

第78条 学校及びその他の教育機關が國家の関連規定に違反して教育を受ける者から費用を徴収した場合、教育行政部門は責任をもって徴収費用を返還させる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

第79条 國家教育試験中に不正行為があった場合、教育行政部門が試験の無効を宣言する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

非合法的な國家教育試験を行なった場合、教育行政部門が試験の無効を宣言し、責任をもって回収或いは没収する。違法所得があった場合、違法所得を没収する。直接責任を負う主管者及びそ

の他の直接責任者に対して、法に基づいて行政処分をする。

第 80 条 本法律の規定に違反して、学位証書、学歴証書、或いはその他の学業証書を発行した場合、教育行政部門が証書の無効を宣言し責任をもって回収或いは没収する。違法所得がある場合は違法所得を没収する。経緯が重大である場合はその発行した証書の資格を取り消す。

第 81 条 本法律の規定に違反して教師、教育を受ける者、学校、或いはその他の教育機関の合法権益を侵犯し、損失、損害をもたらした場合は、法に基づいて民事責任を負わなければならない。

第 10 章 附則

第 82 条 中央軍事委員会による軍事学校教育は本法律の原則規定に基づく。

宗教学校教育は國務院の別行規定による。

第 83 条 国外の組織及び個人の中国国内における学校経営及び共同学校経営の方法は、國務院規定による。

第 84 条 本法律は 1995 年 9 月 1 日から施行する。

原載 1995 年 3 月 22 日「人民日報」

幼稚園業務規程（原文：幼儿园工作規程）

（1996 年 3 月 9 日国家教育委員会令第 25 号発布）

第 1 章 総則

第 1 条 幼稚園に対する科学的管理を強化して、保育及び教育内容の向上をはかるため、「中華人民共和国教育法」に基づいて本規程を制定する。

第 2 条 幼稚園は満 3 歳以上小学校入学年齢に達するまでの幼児に対し、保育及び教育を実施する機構であって、基礎教育の有機的な組成部分であり、学校教育制度の基礎的段階である。

第 3 条 幼稚園の役割は次の通りである。すなわち保育と教育が一体であるとの原則に基づき、幼児に対して体・知・徳・美等各分野において全面的発達教育を実施することにより、その心身の調和的な発達を促進することにある。

幼稚園は同時に、保護者が仕事、学習に参加するために便利な条件を提供する。

第 4 条 幼稚園の適齢児は満 3 歳から 6 歳（或いは 7 歳）までの者とする。

幼稚園は普通 3 年制とするが、1 年制或いは 2 年制の幼稚園を設置することもできる。

第 5 条 幼稚園における保育及び教育についての主な目的は次の通りである。

幼児の身体の正常な発育とその機能の調和のとれた発達を促進し、体質を強化し、良好な生活習慣や衛生習慣を育成すると共に、体育活動への関心・興味を育てあげる。

幼児が感覚器官を正常に働かせたり、言語交流をはかる上での基本的能力を発達させ、環境に対する認識を強化して、意義のある意欲及び知的欲求を育み、初歩的なやる気を起こす能力を育成して、知力を発達させる。

幼児に対し郷土愛・愛国心・集団愛・労働愛・科学心を芽生えさせ、誠実・自信・質問・友情・勇敢・公共物愛護・困難克服・礼儀・規律の遵守など、良好な品徳や行為・習慣を育成すると共に、明朗活発な性格を育成する。

園児に対し、美的感情及び美的表現や能力などについて、基本的な感覚を芽生えさせる。

第6条 園児を尊重し、愛護し、虐待・差別・体罰および形を変えた体罰や、園児の人格を侮辱したり園児の心身健康を損なう行為を厳禁する。

第7条 幼稚園はこれを分けて全日制・半日制・定時制・季節制及び寄宿制などとする事ができる。上述の設置形式は、それぞれ単独で設置してもよいし、複合で設置してもよい。

第2章 園児募集およびクラス編成

第8条 幼稚園は毎年秋に園児を募集する。秋以外であっても欠員が生じた場合には、随時補充募集することができる。

幼稚園は、烈士（革命など正義のために犠牲になった人）の子女・家に世話をする人のいない障害者の子女・単親のみの子などの子の入園については、特に配慮しなければならない。

第9条 企業・事業組織或いは機関・団体・部隊の設立による幼稚園については、これら本来の職員・従業員の子を受け入れるほか、一定条件のもとに一般社会にこれを開放し、近隣住民の子を入園させなければならない。

第10条 幼児は入園前に、衛生部門が制定した保健衛生制度に基づいて体格検査を行わなければならない。合格者についてのみ入園することができる。

幼児の入園については、体格検査を行うことを除いては、いかなる形式の試験或いは調査もこれを厳禁する。

第11条 幼稚園の規模については、園児の心身の健康に役立ち、また管理上適切であることを原則とし、過大な規模となってはならない。

幼稚園における各クラス園児数は、一般的に次の通りとする。

年少組（満3歳～4歳）は25人、年中組（満4歳～5歳）は30人、年長組（満5歳～6歳或いは7歳）は35人、混合クラスは30人、就学前児童クラスは40人を超えてはならない。

寄宿制幼稚園の各クラス園児数は適宜減らす。

幼稚園は年齢別にクラス編成をしてもよいし、また混合クラスを編成してもよい。

第3章 幼稚園での保健衛生

第12条 幼稚園においては、園児の生理及び心理上の面からの保健衛生活動を、必ず確実かつ適切に実施しなければならない。

幼稚園においては、衛生部（日本の厚生労働省）が公布した「託児所および幼稚園の保健衛生制度」及びその他の関連保健法規、規定及び制度を厳格に履行しなければならない。

第13条 幼稚園においては、園児の一日の生活の中に、合理的な休息时间のある制度を定めなければならない。食事と食事の間隔は、3時間半以上とする。園児の戸外活動時間については、通常は2時間以上とし、寄宿制幼稚園は戸外活動時間を3時間以上とするが、寒冷地及び高温地にある場合は、適宜これを増減してもよい。

第14条 幼稚園においては、幼児健康検査制度及び園児健康カードまたは健康関係文書を整備しなければならない。年1回は体格検査、半年に1回は身長測定と視力検査、四半期に1回体重測定をそれぞれ実施するほか、園児の身体の発達状況について定期的に分析し、評価を行なうものとする。

園児の口腔衛生には特に注意するほか、視力の保護には十分注意しなければならない。

第15条 幼稚園においては、衛生消毒制度や病児隔離制度を確立し、積極的かつ計画的な免疫活動や疾病予防、疾病治療活動を真摯に行なわなければならない。

幼稚園内での喫煙はこれを厳禁する。

第16条 幼稚園においては、園舎・設備・消防・交通等についての安全保護やその点検制度を確立する。また食品や薬物等の管理及び園児の送迎等の制度を確立し、各種の予想外の事故の発生を防止しなければならない。

園児の安全教育の強化をはからなければならない。

第17条 給食を行なう幼稚園においては、園児に適した給食を行なわなければならない。栄養バランスのとれた園児メニューを作り、園児の給食摂取量及び栄養素摂取量を定期的に計算し、分析しなければならない。

第18条 幼稚園においては、園児の飲料水の供給を保証し、園児用飲料水供給上の利便を整備しなければならない。

園児に対して大小便についての良好な習慣を養い、園児の大小便についての回数や時間などを制限してはならない。

第19条 園児の体育活動については、適宜積極的にこれを推進し、毎日の戸外体育活動は1時間より少なくしてはならない。冬季鍛錬は特に強化する。

日光・空気・水等の自然的要素を十分に利用し、計画的に園児の皮膚を鍛え、身体を丈夫にして、適応性及び抵抗能力の増強をはかるものとする。

虚弱体質や障害のある園児に対しては特別な世話を行なうものとする。

第20条 幼稚園においては、夏期には適切な防暑・冷房措置が必要であり、また冬季には適切な防寒・暖房の措置を必要とするが、それにより暑気あたりや凍傷を防止する。

第4章 幼稚園の教育活動

第21条 幼稚園における教育活動は、原則として体・知・徳・美などの各方面が相互に作用しあって有機的に一体化したものである。

園児の心身の発達法則に従い、また園児の年齢特性に合わせて、個人の差異に十分注意して個人単位に教育を行なうことにより、園児各個人が健康的に発達するよう指導をする。

全園児に目を向け、園児を心から可愛がるなど、積極的な意気込みを啓発し教え導くといった直接的な教育を堅持する。

各方面の教育内容を合理的かつ総合的に組み合わせ、併せて園児の一日の生活における各種活動の中に入っていくなど、種々な教育方法による相互作用を十分に発揮するようにする。

創造と教育とに適應した良好な環境が、園児に対して活動する機会や能力を表現する機会や条件を与えることになる。

遊びが基本的な活動であり、各種活動の中に教育が含まれている。

第22条 幼稚園における一日の活動は“動と静”からなっており、園児の実践的活動を重視して、園児に楽しく有益な自由活動を保証しなければならない。

第23条 幼稚園における日常生活態勢は、実際から始め、必要とする合理的な習慣を確立していくようにする。一貫性や一致性または柔軟性といった原則を堅持することによって、園児に対し良好な習慣や基的自立能力を育成していく。

第24条 幼稚園における教育活動は、目的を持ち、また計画的に園児のいきいきとした、活発で、自発的な活動を引き出す多様式的な教育過程である。

教育活動の内容は、教育目的に基づいたものでなくてはならず、園児の実質的レベルや興味については、順序に従って漸進していくことを原則とし、計画的に選択し、組み立てていかねばならない。

教育活動の組み立てにあたっては、異なった教育内容に基づき、周囲の環境からの有利な条件を十分に利用しなければならない。児童が感覚器官を積極的に働かせ、集団活動や個々の活動といった形を弾力的に運用することにより、園児に十分活動する機会を与え、その活動の過程を重視し、各園児にそれぞれに異なったレベル上での発達を促進させていく。

第25条 遊びは、園児にとっては、全面的な発達を果たす上での教育的に重要な手段である。園児の年齢特性に応じ、遊びを選び指導していかなくてはならない。

その場に合わせて、園児のために遊びの各条件（時間・空間・材料）を創り出すようにしなければならない。遊びの材料は多機能性を有し、また可変性のものを特に重視すべきである。

園児が選ぶようとする遊びへの意欲は十分に尊重し、園児が遊び道具を造ることを奨励し、園児の実践的な経験や興味に基づいて遊びの過程の中で適切な指導を行ない、楽しい気持ちを持たせながら園児の能力や個性について全面的な発達をはかるようにする。

第26条 幼稚園における品性徳性教育は、情操教育及び良好な行為の習慣を育成することが主たるものであって、知らず知らずのうちに感化させるということを重視すると共に、それを園児として生活の中にまた各種活動の中に一貫させなければならない。

第27条 幼稚園においては、各種活動の過程において、園児のそれぞれ異なった心理発達レベルに応じ、各人にとって一番よいと思われる個性的心理の育成ということを重視すべきである。しかし、園児各人の持つ差異に注意をして有効な活動形式や活動方法を研究することが必要で、一律的な方法を強制してはならない。

第28条 幼稚園においては、全国的に通用している標準語を使用しなければならない。少数民族の園児を主体としている幼稚園については、その地の少数民族に通用する言語を使用してもよい。

第29条 幼稚園と小学校は密接に連携し、互いに協力し合って、両教育段階の相互のつながりに注意を払わなければならない。

第5章 幼稚園園舎及び設備

第30条 幼稚園には、活動室・園児便所・洗面所・保健室・事務室・炊事室等を設置しなければならない。一定条件のもとでの幼稚園においては、独自に音楽室・遊戯室・体育活動室・保護者応接室等を設置することができる。

寄宿制幼稚園は、寢室・隔離室・浴室・洗濯室及び教職員宿直室等を設置しなければならない。

第31条 幼稚園には、その規模に応じた戶外活動場を設置し、必要な遊具及び体育活動上の施設を設けるほか、特定の砂場や人工池・動物飼育コーナー・園芸場等を造らねばならない。

その幼稚園の特性に基づいて、緑化園や美化園といったものを造るべきである。

第32条 幼稚園には園児の特性に適した椅子・机・玩具棚・洗面衛生用具及び必要な教具・玩具・図書・楽器等を備えなければならない。

寄宿制幼稚園は児童のシングルベッドを配備しなければならない。

幼稚園の教具・玩具は教育的意義を持ち、併せて安全・衛生的要求を満たさなければならない。

幼稚園は、その土地の事情に応じ、現地で材料を集めて教具や玩具を自力で造るものとする。

第33条 幼稚園の建築規格・面積度・建築設計要求、また教員や玩具の配備等については、国家の関連部門の規定に従って執行される。

第6章 幼稚園の教職員

第34条 幼稚園においては編成基準に基づき、園長・副園長・教師・保育員・医務職員・事務職員・炊事員およびその他の業務職員を置く。

各省・各自治区・各直轄市における教育行政部門は関連部門と合同して、国家教育委員会ともの労働人事部とが制定した「全日制・寄宿制の幼稚園編成基準」に基づき、具体的な規定を制定することができる。

第35条 幼稚園の教職員は党の基本路線を支持し、園児の教育事業を心から愛し、園児を愛護し、専門的な知識や技能の習得に努め、教養及び専門性水準の向上に心がけ、品性良好で人の師表となり、職責に忠実で身体健康な者でなければならない。

第36条 幼稚園園長は、本規程第35条の諸条件を満たすほか、幼児師範学校（職業学校の幼児教育専科を含む）卒業、もしくはそれ以上の学歴を有すること。

幼稚園園長はさらに一定の教育業務経験及び組織管理能力を有し、併せて職務育成訓練合格証書を取得していなければならない。

幼稚園園長は設立者により任命されるか、或いは招聘されてその任につく。非地方人民政府設置の幼稚園園長は、当該地域の教育行政機関に申請して登録しなければならない。

幼稚園園長は幼稚園の全体の業務に責任を負うが、その主たる職責は以下の通りである。

- (1) 国家の関係法律・法規・方針・政策及び上級主管部門の規定を徹底して履行すること
- (2) 教育・保健衛生・安全保安業務の指導をすること
- (3) 各種の規約制度制定に責任を負い、かつそれを組織的に運用すること
- (4) 教職員の招聘任命・配置に責任を負う。また教員及びその他の職員の業務に対し、指導・点検及び勤務評定を実施すると共に、その賞罰を行なうこと
- (5) 教職員の思想教育、教養及び業務研修の実施に責任を負い、併せて教職員の政治研修・教養研修及び業務研修のための所要条件を整備すること。

教職員の生活・業務条件に関心を持ち、また逐次改善して、教職員の合法權益の擁護をはかること

- (6) 園舎・設備及び経費を組織し、管理すること
- (7) 保護者への活動を組織し、指導すること
- (8) 地域との連携及び協力に責任を負うこと。

第 37 条 幼稚園教師は、必ず「教師資格条例」規定の幼稚園教師資格を備えるほか、本規程第 35 条の諸条件を満たさなければならない。

幼稚園の教師は招聘任命制を実施する。

幼稚園の教師は担当業務について全面的に責任を負う、その主な職責は以下の通りである。

- (1) 園児をよく観察し理解し、国が規定した幼稚園課程基準に基づいて、担当する園児の具体的な状況と結びつけて教育業務計画を策定し執行すると共に、教育の使命を達成すること
- (2) 幼稚園の安全・保健衛生制度を厳格に執行し、保育員を指導しまた協力して、担当する園児の生活の管理及び保健衛生業務を完全に実施すること
- (3) 保護者との連携を保ち、園児の家庭の教育環境をよく理解し、園児の特徴に合った教育措置を話し合い、協力しながら教育任務を達成すること
- (4) 業務研修及び幼児教育研究活動に参加すること
- (5) 園長に対し定期的に報告を行なって、園長の点検及び指導を受けること。

第 38 条 幼稚園の保育員は、本規則第 35 条に規定された諸要求を満たすほか、中学校以上の卒業資格を有し、併せて幼稚園保育員としての職業養成訓練を受けたことのある者とする。幼稚園保育員の主な職責は次の通りである。

- (1) 担当する園舎・設備・環境の清潔衛生業務に責任を負うこと
- (2) 教員の指導のもと、園児の生活を管理すると共に、担当教員が行なう組織的な教育業務の手助けをすること
- (3) 医務職員と本務教員の指導のもと、幼稚園の安全及び保健衛生制度を厳格に執行すること
- (4) 園児の衣類及び幼稚園の設備や用具類を適切に保管すること。

第 39 条 幼稚園の医務職員は、本規程第 35 条に規定する諸要求を満たすほか、医師は国家の関連規定及び手続きに基づいて医師の資格を取得した者とし、医士（医学専門教育を受け国家試験合格者）及び看護師は、中等衛生学校卒業の資格を持つか、或いは衛生行政機関の資格認可を取得したものでなければならない。保健職員は高等学校を卒業した者で、併せて保健職員として職業養成訓練を受けたことのある者でなければならない。

幼稚園医務職員は、全園児の身体健康について責任を負う。その主な職責は以下の通りである。

- (1) 園長を助けて保健衛生方面関連法規や規程・制度の組織的な執行及び監督をすること
- (2) 園児の給食についての調理・配食の指導に責任を負い、食品・飲料水・環境衛生等を検査すること
- (3) 当該地域の保健衛生機関と密接に連携し、適時に計画性をもって免疫及び疾病予防・治療等の活動を行なうこと
- (4) 幼稚園の全教職員及び保護者に対し、園児の保健衛生についての常識を普及すること
- (5) 医療器械や消毒用具・薬品の管理を適切に行なうこと。

第 40 条 幼稚園におけるその他の職員の資格及び職責については、政府の関係規定に従って執行される。

第 41 条 真面目に職責を果たし、成績優良である者に対しては、関係規約に基づき賞を与えられる。

職責を完うしない者については、反省教育を実施しなければならない。特に、その情状の悪い者に対しては、行政処分を行なうものとし、犯罪行為に対しては、司法機関により法に基づいて刑事責任が追及される。

第7章 幼稚園の経費

第42条 幼稚園の経費は設立者によって法に基づいて調達され、運営資金及び安定的な経費の出所の確保の保証が必要とされる。

第43条 幼稚園の徴収費は、省・自治区・直轄市或いは直轄地（市）級の教育行政部門が、関係機関と合同で制定した徴収費項目やその基準及び方法通りに実施しなければならない。

幼稚園においては、園児に対し、何か専門的な技能教育を行なうといった方法を用いて、別途に費用を徴収してはならない。また園児が芸などを披露するといった手段を用いて、営利目的のための活動をしてはならない。

第44条 省・自治区・直轄市或いは直轄地（市）級の教育行政部門は、関係機関と合同で各種幼稚園経費の管理方法を定めなければならない。

幼稚園の経費は、規定された使用範囲に基づいて合理的に支出するものとし、指定費目を指定通りに使用し、他に流用してはならない。

第45条 いかなる組織及び個人設立の幼稚園においても、営利を目的としてはならない。設立者が調達した経費は、保育及び教育上の要求を満たすものでなければならず、その一定比率は幼稚園運営条件の改善にあてると共に、一定比率分は留保して幼稚園の基金としなければならない。

第46条 幼稚園の給食費は民主的な管理制度を実施しなければならず、全てを園児の給食に充てることを保証し、毎月保護者に会計を公表しなければならない。

第47条 幼稚園においては、経費の予算及び決算の審査制度を確立し、関係する財務制度を厳格に履行しなければならない。経費の予算及び決算は、園務委員会あるいは教職員大会に提出して審議を受け、また財務及び会計検査機関の監督検査を受けねばならない。

第8章 幼稚園と家庭及び地域

第48条 幼稚園は積極的に園児家庭との協調をはかり、保護者がよい家庭環境をつくりあげるよう手助けをするほか、保護者に対し科学的な幼児保育や幼児教育についての知識を普及するなど、幼児教育の使命を共に担っていかなければならない。

第49条 幼稚園と保護者の連携制度を確立しなければならない。幼稚園は各種形式を採用して、保護者が幼稚園における保育と教育との内容や方法を正確に理解するように指導すべきで、このためには保護者会議を定期的に行き、保護者の来園や相談を受けるようにする。

幼稚園は、保護者の幼稚園教育及び幼稚園運営業務についての意見や提案を誠実に分析し、吸収すべきである。

幼稚園は保護者に対する開放日制度を実施できる。

第50条 幼稚園は保護者委員会を設置することができる。保護者委員会の主要な任務は次の通りである。

保護者が幼稚園の業務計画や業務上の要求を理解する手助けをし、幼稚園業務に協力し、適当な時に保護者として幼稚園業務に対し意見や提案を行なうほか、幼稚園の行なう家庭教育の交流体験に協力する。

保護者委員会は幼稚園園長の指導のもとに活動する。

第51条 幼稚園は同じ地域との連携、協力を密接にしなければならない。幼児教育の知識を普

及し、地域の有益な文化教育活動の発展を支え、地域の幼兒園建設の支持と参与を取り付けるよう努力する。

第9章 幼兒園の管理運営

第52条 幼兒園は園長責任制をとっており、園長は設立者及び教育行政部門の指導のもとで、本規程に基づいて幼兒園の全園運営の指導に責任を負う。幼兒園には園務委員会を設置することができる。園務委員会は保育教育・医務・財務会計等の代表者及び保護者代表などによって組織される。園長は園務委員会主任となる。

園長は園務会議を定期的に招集し(重大な問題に直面した時は臨時に招集できる)、幼兒園の全業務計画について業務総括・職員賞罰・財務予算及び決算案策定・規約及び制度の確立、改正、撤廃その他全幼兒園業務にわたる重要問題等を審議する。

園務委員会を設置しない幼兒園は、上記のような重大事項については、園長が全教職員会議を開いて協議する。

第53条 幼兒園には教職員大会制度か、或いは教師を主体とした教職員代表者会議制度を設置して、民主的な管理・監督の強化をはからなければならない。

第54条 党は幼兒園の組織の基底において政治の重要な役割を果たさなければならない。園長は、共産主義青年団、労働組合、その他の組織を幼兒園の業務活動に十分発揮しなければならない。

第55条 幼兒園においては、年度業務計画・定期異動・総括及び報告業務等についての制度を確立しなければならない。学年末毎に行政主管部門及び教育行政部門に対し報告業務を行なわなければならない。必要に応じて随時報告を行なうものとする。

第56条 幼兒園は上級の教育監督指導員による検査・監督・指導を受けなければならない。監督・指導を受けた内容や要求については、ありのままこれを報告し、状況を述べる。

第57条 幼兒園は教育研究・業務実施案・財務管理・園務会議・教職員賞罰・安全管理及び家庭と小学校との連携制度を確立しなければならない。

幼兒園は教職員名簿・園児名簿・その他統計諸表をととのえ、毎年教育行政部門に統計表を送達するものとする。

第58条 幼兒園では小学校の冬季休暇・夏期休暇にあたるものについては、保護者の仕事に影響を与えないことが本旨であるので、教職員は輪番で休暇をとるなど、その具体的方法は設立者が定める。

第10章 附則

第59条 本規程は都市農村における各種幼兒園に適用される。

第60条 各省・各自治区・各直轄市の教育行政部門は、本規程に基づいて、具体的な実施方法を制定するものとする。

各省・各自治区・各直轄市の教育行政部門は、本規程に基づいて、異なった地区及び異なった種類の幼兒園については、それぞれ異なった要求を提出し、期を分けて段階的に実施に移すことができる。また本地区とは異なった類型の幼兒園としての業務規程を制定することができる。

第61条 本規程は国家教育委員会の責任により解釈されるものである。

第62条 本規則は1996年6月1日から施行される。同時に1989年6月5日国家教育委員会発布第2号令「幼稚園業務規程（試行）」は廃止する。

参考・引用文献

- 1) 中国学前教育研究会編『中华人民共和国幼儿教育重要文献汇编』pp 28-40 北京师范大学出版社, 1999年
- 2) 関西翻訳協会訳「幼稚園設置施行規定（試行）1989年発布」, 守屋光雄著『海外保育・福祉事情』pp 87-106 所収, 日本図書刊行会, 1997年